バーチャルオフィス利用規約

会員（法人の会員においてはその従業員等を含む）は、株式会社セントラム（以下、「提供者」という。）が運営するバーチャルオフィス（以下、「本施設」といい、付帯する提供者の店舗（大阪市北区北堀江１－２３－９所在）の設備を含む。）を利用するにあたり、下記条項に定める利用規約（以下、「本規約」という。）に同意するものとする。

第1条（本規約の目的）

本規約は、会員の本施設の利用方法等について定めたものであり、利用者は本施設の利用にあたって本規約を遵守しなければならない。

なお、会員は提供者との間の利用契約（以下「本契約」という。）に基づき本施設を利用する権利を有するのみで、その他本施設及び設備について所有権、賃借権を含むいかなる権利も有しないものとする。

第2条（利用の申し込み）

本施設を利用しようとする者は、本規約を確認したうえで、提供者のウェブサイト上から申込フォームに必要事項を記入するとともに、提供者の指示に従い次の資料を提供者に提出しなければならない。

資料について有効期間のあるものは有効期間内のものとし、住民票や登記簿謄本については発行日より6ヶ月以内のものでなければならない。

（１）法人の場合

登記簿謄本、印鑑証明書、その他提供者が指示した書類

（２）個人の場合

身分証明書（運転免許証、パスポート等）の写し、住民票、その他提供者が指示した書類

２　本施設の利用申し込みを行った者（以下「利用申し込み者」という。）は本規約に同意したものとみなす。

３　提供者は、利用の申し込みがあったときは、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等及び必要な審査を実施してその裁量により利用の可否を決定し、その結果を利用申し込み者に通知する。

４　提供者が本施設の利用を認める旨の通知をすることによって本契約が成立し、利用申し込み者は本施設の会員となり、本施設を利用することができる。

第3条（申し込みの拒絶等）

提供者は、利用申し込み者が次のいずれかの事業に関連する者である場合には、その利用を認めない。

（１）法令に反する事業及び法令に反するおそれのある事業
（２）公序良俗に反すると提供者が判断した事業
（３）性風俗関連の事業
（４）暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体に関する事業
（５）宗教関連の事業
（６）マルチ商法及びそれに類するおそれのある事業
（７）公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業
（８）その他提供者が不適当と判断する事業

２　提供者は、会員が前項のいずれかの事業に関連する者である場合には、該当することになった時期に関わらず、何らの催告なしに本契約を解除することができる。この場合、提供者は会員に発生した損害について一切の責任を負わず、また、既に支払われた利用料の返金もしない。

第4条（登録事項の変更）
　会員は、登録内容に変更があった場合は、直ちに提供者の指定する方法により変更手続きを行うものとする。

第5条（本施設のサービス）
　会員は、加入するプランに応じて次のサービスを受けることができる。
　詳細については、別途提供者が専用ウェブサイト等で通知するとおりとする。
（１）スタータープラン
・住所利用（法人登記を除く）
・郵便物到着案内
・郵便物転送（１回／月）
・会議室利用（利用時間の上限あり）
（２）ビジネスプラン
・住所利用
・法人登記（１商号まで）
・郵便物到着案内
・郵便物転送（２回／月）
・会議室利用（利用時間の上限あり）
・店舗写真の利用
（３）ビジネスプラスプラン
・住所利用
・法人登記（１商号まで）
・郵便物到着案内
・郵便物転送（２回／月）
・会議室利用（利用時間の上限あり）
・ドロップイン（４時間／月）
・店舗写真の利用
・専用ロッカーの利用（ただし別途定めるオプション費用を要する）
（４）クリエイター応援プラン
・住所利用（法人登記を除く）
・郵便物到着案内
・郵便物転送（２回／月）
・会議室利用（利用時間の上限あり）

第6条（利用料金）
　利用料金は加入するプランに応じて、別途提供者が通知するとおりとする。
２　会員は提供者の指定する時期、方法により利用料金を支払うものとし、支払いにかかる手数料等は会員の負担とする。
３　提供者は利用料金を改定することができるものとし、この場合、提供者は改定月の３０日前までに専用ウェブサイトまたはメールにより会員に通知するものとする。

第7条（利用目的）
　会員は、本施設を利用申し込みの際に提出した事業の目的のために利用することができる。
２　前項の利用目的以外の目的で使用する場合には、事前に提供者の承諾を得なければならない。

第8条（契約期間）

本施設の利用期間は提供者が指定した利用開始日より６か月間もしくは１２か月間とする。

ただし、期間満了の１か月前までに提供者または会員から解約の申し入れがない場合にはさらに利用契約は同じ期間延長するものとし、以降も同様とする。

２　会員が利用期間中に解約する場合には、解約日の１か月前までに提供者の定める方法により提供者に通知するものとする。ただし、提供者は解約日の属する月の利用料金については返金しないものとする。

第9条（本施設の利用者）

本施設は、登録した会員のみが利用することができる。法人の会員については、その従業員も利用することができるが、事前に提供者に利用する従業員の氏名を届け出なければならない。

２　法人の会員は、会議や打ち合わせを行う場合に限り、ゲストを会議室に入室させることができる。

第10条（利用方法）

会員（法人の会員あたってはその従業員を含む。以下本条において同じ。）は、本規約及び提供者が掲示する事項を遵守し、他の利用者らの迷惑となる行為をせず、物品を大切に使用し、善良なる管理者の注意をもって本施設を利用しなければならない。

なお、前条第２項に従いゲストに本施設を利用させる場合には、当該ゲストにも本規約及び提供者が掲示する事項を遵守させなければならない。

２　会員は、本施設の入退室にあたって、提供者が定める方法により、開錠・施錠などのセキュリティ操作を適切に行わなければならない。

３　会員は、本施設の利用時において、提供者から身分証明書の提示を求められた場合には、これに応じなければならない。

５　会員は、本施設の備品を本規約その他提供者の案内に従って使用することができる。ただし、移動等の現状の変更は認められない。

６　会員は、本施設の共有スペースに私物を放置せず、その管理を自己の責任において行うものとする。共有スペースに限らず、提供者は、本施設内での私物の紛失、盗難、破損、汚損等については何らの責任を負わない。

７　会員は、本施設内の利用を通じて知り得た他の会員の情報について他言してはならない。

第11条（本施設の利用時間）

本施設の利用時間は、午前１０時から午後１７時までとする。

なお、本施設については工事や定期点検その他提供者側の事情により、利用時間の変更もしくは休止となる場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとする。

２　会員が前項の利用時間外の利用を希望したときは、提供者は会員の事情を聴取するなどしてその可否を決定する。

第12条（情報管理）

本施設は、不特定多数の者が利用する施設であることから、会員は自らの責任でその営業上の情報等を管理しなければならない。

万が一、会員の情報が漏洩した場合でも提供者は一切その責任を負わない。

第13条（本施設への立入り）

提供者は、本施設の使用状況の確認、イベントの開催または本施設の保全、衛生、

防犯等建物の管理上の措置を講ずるために必要がある場合には、提供者指定の者を本施設に立入らせることができるものとする。

2　前項記載の提供者指定の者の立入り時に、提供者の責に帰すことのできない事由により会員所有の動産に破損や紛失が発生した場合には、提供者は一切の責任を負わないものとする。

第14条（セキュリティカメラの設置）

会員は、セキュリティカメラに関する以下の事項について、あらかじめ承諾するものとする。

(1)本施設内にセキュリティを目的としてカメラを設置していること。

(2)セキュリティカメラで撮影された映像（以下、「撮影データ」という。）は一定期間、提供者の業務委託先のサーバーに保存されること。

(3)提供者が次項の目的で撮影データの利用及び持ち出すこと。

2　提供者は、本施設の運営状況の確認、本規約の違反、盗難、火災等の有無、遺失物の確認および警察等の犯罪捜査に協力する目的で、撮影データを利用する。

第15条（Wi-Fi）

会員は、提供者が設置するWi-Fiに関する以下の事項について、予め承諾するものとする。

(1)提供者は、Wi-Fi設備について、会員の利用目的への適合性や通信の品質について何ら保証するものではないこと。

(2)会員が提供者の設置するWi-Fiを利用してアップロードまたはダウンロードした情報もしくはファイルに関連して何らかの損害を被った場合でも、提供者はその損害について何ら責任を負わないこと。

(3)やむを得ない事情により、提供者が事前の通知なくWi-Fi設備の全部または一部の提供を停止・中断する場合があること。

第16条（電子メールの送信）

提供者は、事務連絡や本サービス利用に対するアンケートなど、必要に応じ、会員に対し、電子メール等を配信することができる。

第17条（宣伝活動）

会員が本施設を利用中であっても、サービスの広告宣伝活動のために提供者は本施設に立入り取材又は撮影等を行うことができる。この場合、提供者は会員に対し事前に通知を行うものとする。なお、提供者は会員に関する個人情報及びプライバシー権に最大限配慮するものとする。

第18条（利用の中断）

提供者が、下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に本施設の閉鎖や利用制限を行う場合があることを、会員はあらかじめ承諾する。

(1)設備の保守、点検、修理などを行う場合。

(2)停電、火災、地震、天変地異、疫病、テロ等の不可抗力によりサービスの提供が困難となった場合。

(3)警備上の理由などの事情によりサービス提供に支障が生じた場合。

(4) 前各号に準ずるやむを得ない事由

２　前項の事由によって提供者において本施設の提供を含むサービスが提供できなくなった場合、提供者はサービスの提供の停止により発生する会員の損害について一切の責任を負わないものとする。

第19条（利用規約の変更）

提供者は、必要に応じて会員の個別の同意を得ることなく、本規約の変更または新たに規則・注意事項などを定めることができるものとする。

第20条（サービス及び設備等の変更）

提供者は、必要に応じて会員の個別の同意を得ることなく、本施設において提供するサービスの内容や付帯設備の内装、レイアウト、機器、設備等について、仕様を変更（サービスの休止・停止・終了を含む）できるものとする。

第21条（禁止事項）

会員（法人の会員においてはその従業員を含む。）は、本施設の利用にあたり、以下各号に規定する禁止行為を行ってはならない。

(1) 本施設を住民票や免許証等の公的書類（法人登記を除く）の住所として用いること。

(2)立入禁止箇所に進入すること。

(3)利用時間外に入室または利用すること。

(4)提供者の承諾なく会員以外の第三者に利用させること。

(5)他の利用者及び第三者に迷惑を及ぼす音、振動又は臭気等を発すること。

(6)予約時間を超えて会議室を利用すること。但し、所定の手続きにより延長手続きを行った場合は除く。

(7)悪戯、騒音や共用スペース等に提供者に無断で私物を置くなど、他の利用者の迷惑となる行為をすること。

(8)利用する意志や可能性が低いにもかかわらず、会議室等の予約もしくはキャンセルを繰り返す等、他の利用希望者の迷惑となる行為をすること。

(9)喫煙・飲酒をすること。但し、提供者が特別に認めた場合は除く。

(10)動物（ペット）を持ち込むこと。但し、提供者の事前の書面による許可を得た盲導犬、聴導犬又は介助犬等は除く。

(11)設備や外壁等に無断でポスター等の広告物を貼ること。

(12)火気等を使用すること又は火気等を持ち込むこと。

(13)危険物を持ち込むこと

(14)他の利用者に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること。

(15)吸殻・紙屑・塵芥その他の物を提供者の指定する場所以外に廃棄もしくは放置すること。

(16)薬物又は銃器等の違法な物品の持ち込み、使用、授受を行うこと。

(17)法令に違反する行為を行うこと。

(18)公序良俗に反する行為その他提供者が不適切と判断する行為を行うこと。

(19)会員が著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、提供者および他の利用者に不安を覚えさせる行為をすること、または他の利用者の迷惑となる行為をすること。

(20)宿泊、居住し、またはさせること。

(21) その他本規約に反する一切の行為をすること。

第22条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は、担保の用に供してはならない。

第23条（契約解除）

提供者は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除することができる。この場合、提供者は会員に発生した損害について一切の責任を負わず、また、既に支払われた利用料の返金もしない。

(1)本規約に違反したとき。

(2)利用申し込みにあたって提出書類に不備や虚偽記載があり、もしくは事実と異なる申告があったとき。

(3) 提供者や他の利用者、第三者に損害を与える恐れがあると判断したとき。

(4) 本施設の利用に関して、法令、公序良俗に違反する行為を行ったとき、もしくはそのおそれのあるとき。

(5) 本施設を故意または重大な過失により毀損したとき。

(6) 利用料金等を支払わないとき。

(7) 関係官公庁より利用の中止命令が出たとき。

(8) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったときまたは信用状態に重大な不安が生じたとき。

(9) 監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。

(10) 解散、原資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(11) 詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的な言辞を用いるなどしたとき。

(12) その他提供者との間の信頼関係が損なわれたとき。

２　前項の規定は、提供者が当該会員に対して損害賠償の請求をすることを妨げない。

第24条（損害賠償）

本施設の利用にあたり、会員（法人の会員においてはその従業員を含む。）がその責めに帰すべき事由により提供者、他の利用者または第三者に損害を与えた場合には、当該会員は速やかにその旨を提供者に対して通知し、直ちに当該会員の責任と負担において損害を賠償しなければならない。

提供者以外に対して損害を賠償する場合には、当該会員は誠実に対処し、自ら責任を持って解決するものとし、提供者に迷惑をかけないものとする。

第25条（契約終了後の処理）

会員は、事由を問わず、本契約が終了したときは、提供者の指定する期日（以下、「明渡日」という。）までにバーチャルオフィスとして提供した住所、所在地等をインターネット上、名刺、パンフレット等から全て削除、破棄しなければならない。会員以外の者が会員の情報として、上記住所等をインターネット上で表記している場合も、当該会員の責任の下で、全てを削除しなければならない。

バーチャルオフィスとして提供した住所等を登記している場合は、提供者の指定する期日までに変更の登記を行うこととし、その確認の為、必ず履歴事項全部証明書（6ヶ月以内）を提供者に提出しなければならない。

２　会員が前項に違反して提供者が指定する期日までに提供した住所等を削除、破棄し、または変更の登記を行わない場合は、当該会員は提供者に対して、履行がなされるまで従前の利用料相当額及びこれに対する１４．６パーセントの遅延損害金を加算した金額を支払わなければならない。

第26条（反社会的勢力の排除）

会員は、自らが、利用申し込み日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、並びに次の各号のいずれにも該当しないこ

とを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2) 自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当し、若しくはそれらの者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(5) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、この契約を締結すること

2　前項のほか、会員は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証する。
(1)本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
(2)自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
(3)偽計又は威力を用いて提供者の業務を妨害し、又は提供者の信用を毀損する行為。
(4)反社会的勢力から名目の如何を問わず資本・資金の提供を受け、また関係を構築する行為。
(5)反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
(6)反社会的勢力が会員の事業に関与する行為。

3　会員が、次の各号のいずれかに該当した場合、提供者は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
(1) 第１項の表明のいずれかが事実に反したこと
(2) 前２項の確約のいずれかに違反したこと

4　前項により本契約が解除された場合であると否とを問わず、前項各号のいずれかに該当した会員は、提供者に対し、前項各号のいずれかに該当したことにより提供者に生じた一切の損害を賠償するものとする。

5　第３項により本契約が解除された場合、会員は、提供者に対し、解除により生じた自らの損害について一切何らの請求も行わないものとする。

第27条（その他表明保証）

会員（法人の会員においては本施設を利用する従業員を含む。）は、自らが次の各号に定める者のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。
(1)公序良俗に反する団体又はその関係先及び著しく信用に欠けると判断される者。
(2)集団的又は常習的に暴力的行為等を行い、又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者。
(3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号、その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者。
(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、その後の改正を含む。）第2条第1項に定義される風俗営業又は同条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者又はこれらのために各施設を利用しようとする者。
(5)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号、その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者。
(6)貸金業法（昭和58年法律第32号、その後の改正を含む。）第24条第3項に定義される取立て制限者又はこれらに類する者。

(7)有害物質、爆発物その他の危険物質を取り扱い、埋蔵、貯蔵、精製、輸送、加工、製造、生成、放出、投棄、移転、又はその他の処分もしくは処理をするために本施設等を利用しようとする者。
(8)本施設を危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用途に供する目的を有する者。

第28条（免責事項）
提供者は、次に掲げる内容については一切その責任を負わない。
(1) 本施設に関する利用者間または利用者と第三者との間で生じたトラブル
(2) 本施設内における、利用者の責めに帰すべき事故
(3) 本施設内での盗難・紛失
(4) 災害等の不可抗力による設備の損壊や故障等

第29条（不可抗力による契約の終了）
天災地変その他提供者の責に帰すべからざる事由により、本施設の全部または一部が滅失もしくは破損してサービスの提供が不可能もしくは著しく困難となった場合、本契約は終了する。
これによって会員の被った損害について、提供者はその責任を負わない。

第30条（秘密保持）
会員は、本施設の利用を通じて知得した提供者に関する営業上もしくは技術上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）について、厳に秘密を保持するものとし、第三者に開示しないものとする。

第31条（個人情報の取り扱い）
提供者は、本施設の利用許諾を通じて知り得た会員の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令を遵守して安全に取り扱うものとする。
２　万一、会員の個人情報の流出等の事故が発生した場合、提供者は事故の発生について故意または重過失がある場合に限り責任を負うものとする。

第32条（準拠法）
本契約及び本規約についての準拠法は日本法とする。

第33条（裁判管轄）
本契約から生ずる権利義務について、争いが生じたときは訴額に応じて大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第34条（協議）
本規約の内容に疑義を生じた事項及び本規約に定めのない事項については、提供者および会員において、民法その他の法令および取引の慣行に従い、信義と誠実をもって協議し、その解決にあたるものとする。

以上